

監 査 第 1 3 2 号  
平成 2 6 年 (2014) 3 月 1 2 日

出 雲 市 長 長 岡 秀 人 様

出雲市議会議長 坂 根 守 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査（健康福祉部）を実施したの  
で、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の対象

健康福祉部

福祉推進課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康増進課、市民課、保険年金課

## 第2 監査の範囲

平成25年度(2013)予算の執行状況及び事業の実施状況に基づき、財務に関する事務の執行について重点的に監査を行った。

平成25年度(2013)定期監査テーマ『各部課の主要事業、主要業務』

## 第3 監査の実施期間

平成26年(2014)1月9日から平成26年(2014)2月14日まで

## 第4 監査の方法

今回の監査は、健康福祉部の各課から予め監査資料の提出を求め、財務に関する事務の執行の観点からこれらを重点的に審査すると共に、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

## 第5 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料、予算執行起案書及び契約書その他関係書類について監査したところ、経理事務を中心とした事務処理については概ね良好であったが、一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な各課ごとの改善・検討要望事項については、次のとおりである。

### 【福祉推進課】

#### 1 出雲市補装具費支給及び助成金交付要綱について

助成金交付（第3条～第7条）については、平成22年度から既に対象者が存在しないので、早急に削除（改正）されたい。なお、残る補装具費支給（第2条）について特段に規定する必要がないとすれば、要綱自体の廃止もあり得る。

#### 2 出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱について

給付費を算定する際の、別表第2などの（利用）時間は「以上」と「未満」の範囲設定であるが、実際には「超過」と「以下」に置き換えて計算されている。また、「分」を時間換算（0.5時間刻み）する際、20分（50分）以上は切上げ、それ未満は切捨てられている。いずれも厚生労働省が示す運用基準等によるようであるが、この要綱（別表）からは判断できないので、速やかに見直されたい。

### 3 移動支援事業（グループ支援）の利用者負担について

出雲市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第4号に定める移動支援事業については、同第6条第2項により個別支援とグループ支援に分けられている。そして、出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱第9条により、給付費の額は個別支援が100分の90に相当する額、グループ支援が100分の100に相当する額となっているため、利用者負担は原則個別支援が1割、グループ支援がなしとなる。そのうち、利用者負担のないグループ支援には二人の場合から数十人の場合まであり、一律に負担なしでよいのか疑問である。グループ支援における（人数に応じた）利用者負担について検討されたい。

### 4 出雲市精神障がい者通院交通費助成について

この助成は、佐田町及び多伎町に住所を有し、精神通院医療における自立支援医療費の支給認定を受け、現に通院治療を受けている精神障がい者が対象である。また、市内に住所を有する低所得者で精神障害者保健福祉手帳の障がい程度1級又は2級に該当する者を対象とした「出雲市障がい者福祉タクシー事業」がある。これら双方の事業に該当することにより二重支給の可能性が否定できないこと、また一部地域限定の助成事業が依然として残っていることから、本事業（助成）は早期に廃止すべきと考える。

## 【子育て支援課】

### 1 私立認可保育所いきいき保育事業補助について

この事業補助で保育所入所等指導に係る補助金が支出されており、この補助金の目的でもある保育料滞納者への納付指導について、市長が委嘱した各保育所の収納協力員の協力を得て実施され一定の成果をあげられている。特に現年度分の収納率は、平成24年度で99.20%と高く、評価できるところである。しかしながら、現年度分、過年度分を併せるとなお43,278千円という多額の滞納繰越額があることから、収納協力員や市の収納課との連携も図り、なお一層の収納努力を要望する。

### 2 入所未決定児童の解消について

入所未決定児童の解消のため、保育所施設整備に併せ定員増を図られたり、認定保育所運営支援事業を通して入所未決定児童の認定保育所への入所促進を図るなど対策に取り組んでおられることは理解できる。しかしながら平成26年2月1日現在で、なお181人の入所未決定児童（希望する保育所へ入所できない児童を含む）があるという現状を踏まえ、引き続きこの解消に努められたい。

## 【高齢者福祉課】

### 1 高齢者福祉施設等の修繕に係る市と指定管理者の負担について

指定管理者が管理運営を行う高齢者福祉施設の内、社会福祉法人J Aいずも福祉会が指定管理を行う出雲市南部福祉センター、および出雲市湖陵保健福祉センター、

出雲市湖陵デイサービスセンターの平成 24 年度、25 年度中の市負担修繕料は、南部福祉センターが 1,100 万円余り、湖陵保健福祉センター、デイサービスセンターが 2,300 万円余りと高額であった。施設等の修繕が生じた際の市と指定管理者の負担は『年度協定書』で、「南部福祉センターの交流棟部門は 1 件あたり 5 万円未満、福祉棟部門は 1 件あたり 20 万円未満、湖陵保健福祉センターについては、保健センター部門は 1 件あたり 5 万円未満、福祉センター部門は 1 件あたり 20 万円未満、湖陵デイサービスセンターは 1 件あたり 20 万円未満」とされており、指定管理者の施設等の修繕料負担は低額であると思われる。そこで、指定管理者が管理運営を行う同種他施設についても、その修繕に係る市と指定管理者との負担額について、他市の状況等も参考にしながら検討されたい。

## 2 緊急通報装置貸与事業について

この事業は、国が緊急通報システムを補助事業としたことから、旧市町ごとに 1990 年代に事業が開始され、2 市 5 町の市町合併後の現在、市が行う単独事業として継続されているとのことであるが、対象者の基準に所得制限がない点や、利用者の利用料負担がない点、またその周知方法が徹底していない点など、事業実施のうえでの不公平感が否めない。事業は、「重度の疾患を有する高齢者世帯又は重度の身体障がい者のみの世帯に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もってその福祉の増進に資すること」を目的としており、この事業自体を否定するものではないが、対象者の基準として所得制限を加える、利用者には応分の利用料を負担してもらおう等、「受益者負担」について検討されたい。また、同種の事業は、現在民間の警備会社等でも多数行われているので、この事業が、果たして真に市が行うべき事業であるか、早急に検討されたい。

## 【健康増進課】

### 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

平成 24 年度から新規にスタートした事業であるが、接種率の低さ〔2 年間で約 13%（70 歳以上の住基人口比）〕がいささか気になった。「出雲市健康増進計画」においても、感染症は「健康いずもプロジェクト」の 5 つの重点的な取組みのうちのひとつに位置づけられているので、「いつまでに何パーセントにする」というような目標数値を定めて啓発活動を行うことも重要である。

## 【市民課】

### 1 窓口業務の一部民間委託について

現在市民課で行っている、住民票の写しや印鑑証明書の交付といった証明書等の交付業務は、複数の自治体が、税務の証明関係の交付業務等もあわせて、民間委託を開始している。出雲市においては、平成 25 年 7 月より、土日窓口サービス業務

全般、戸籍届出を除く窓口業務全般といった業務を一部嘱託化することにより、市民課職員の負担を軽減する事業を行っているが、嘱託職員は基本的に1年毎の雇用契約であるにもかかわらず、提出された『戸籍・住民基本台帳専門員の試行期間に係る中間検証結果（抜粋）』によると、その研修を専属担当職員がマンツーマン形式で長期間に渡り行う等、事業の継続性や、費用対効果の面で疑問を持たざるを得ない。「窓口業務の一部民間委託」については、「現在窓口業務の嘱託化の検証期間であり、現時点では委託化の考えはない。」とのことであるが、当市の財政状況や、職員数の削減などの総人件費を抑制する行財政改革の取り組みを考慮すれば、嘱託化の検証を行うよりも税務の証明業務等も含めた、「窓口業務の一部民間委託」こそ、喫緊で重要な市全体で取り組み実現すべき課題であると考えられる。早急に、関係各課を含めた「窓口業務の一部民間委託」についての検討を始められたい。

## 2 証明書等の自動交付業務のコンビニエンスストアへの委託について

平成28年1月から交付される「個人番号カード」の詳細な運用が未定のため、証明書等の自動交付業務をコンビニエンスストアに委託することは時期尚早とのことであるが、「個人番号カード」導入前にコンビニエンスストアへ自動交付業務を委託した場合の、メリットとデメリットを人件費も含めた経費比較もあわせて詳細に行い、その導入時期について、「窓口業務の一部民間委託」とともに早急に検討されたい。